

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大和高田市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十八年三月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 コープなんごう

所在地 大和高田市大字大谷七五八一の一

二 大和高田市から聴取した意見の概要

1 環境衛生課

(1) 解体工事及び建設工事においては、騒音規制法及び振動規制法の規制基準を守ること。

また、解体工事及び建設工事中に、苦情が発生した場合は、事業主が誠意と責任を持って対応すること。

(2) 各種環境法令を遵守し、周辺の生活環境に影響を与えることのない事業計画とすること。

2 市民課

住所の表示は、建物の地番が正式住所になること。

大和高田市大字大谷〇〇番地〇〇

また、所在地番に変更があるときは、地積測量図の提出すること。

3 産業振興課

出店に当たっては、大規模小売店舗立地法及び環境関連法を遵守すること。

4 クリーンセンター企画整備課

(1) 産業廃棄物の搬入は、不可

(2) 一般廃棄物の搬入は、自己搬入又は本市許可業者委託による搬入

(3) 分別排出できる施設を設け、ごみの減量を図ること。

5 生涯学習課

埋蔵文化財包蔵地につき、文化財保護法の規定により関係書類を提出すること。

6 保育課

(1) 保育所の登所及び降所の時間帯（七時十五分～九時、十六時～十九時十分）は、工事車両の通行に当たり、交通安全に努めること。

(2) 工事現場及び資材置場等にガードパイプ等を設置し、児童が立ち入らないよう管理すること。

7 奈良県広域消防組合 高田消防署

- (1) 消火栓を一基φ75設置すること。
- (2) 防火水槽を三基設置すること。
- (3) 建物平面図等作成の上、早期に消防水利施設についての協議を行うこと。

8 都市計画課

- (1) 各担当課との事前協議を遵守すること。
- (2) 開発事業は、あらかじめ地元説明会等により、地域住民等に事前に公開すること。
- (3) 奈良県屋外広告物条例及び大和高田市奈良県屋外広告物条例施行規則の内容を遵守すること。

(4) 地元から事業者に対して出される要望に対して、配慮すること。

9 学校教育課

- (1) 工事関係車両は、児童生徒の通行を認めたら、その安全確保に努めること。
- (2) 通行時は、適所に誘導員を配置し、安全を図ること。
- (3) 工事現場及び資材置場に囲いロープを施したり、看板を設置する等の安全対策を講じること。
- (4) 安全、防犯等のトラブルを起こさないように万全を期し、万一それが発生した場合は、誠意を持って迅速に処理すること。

(5) 工事現場が学校に隣接し、騒音により授業に支障をきたす事態を生じる場合、学校側に連絡し、速やかな事態の改善を図ること。

(6) 本件工事に伴い、児童生徒の安全を確保し、課題発生時の協議及び対応を円滑に行うため、作業現場に責任者を常駐させること。

10 水道工務課

(1) 東からの取出しは、DCIPφ75の仕切り弁からDCIPGXで取り出し、敷地内に入り、ソフトシール仕切り弁を付け、給水本管はDCIPGXφ75で引き、各施設への給水管はφ75×HIVPφ40のサドル分水栓で行い、本管φ75に排泥弁及び排泥口（取水）を付けること。

(2) 南側からの引き込みは、DCIPφ75の排泥弁の手前からφ75×HIVPφ40

- のサドル分水栓で取り出すこと。
- (3) 消火栓は、地下式の複弁付きで設置すること。
 - (4) 東側の道路に既設引き込み管が二本あるため、新設給配水管に接続すること（別紙参照）。
 - (5) 突発的な断水工事が生じても断水に協力すること。
 - (6) 既設の引き込み、一箇所サドル分水止めをすること。
 - (7) 本工事は、本市指定の給水装置工事事業者にて行うこと。
 - (8) 協議及び計画どおり行うこと。

11 生活安全課

- (1) 工事関係車両の工事現場への進入ルートは、国道一六五号線香芝市方面から大和高田市へ東南方面に進み、工事現場付近交差点を左折し、搬入後退場するときには国道一六五号線を左折し、大和高田市神楽方面へ進み、幹線道路への渋滞を発生させないよう講じること。
- (2) 工事関係車両は、現場からの退場時、道路汚染の無いよう万全を期すること。
- (3) 工事現場の啓発看板を設置し、近隣に周知すること。
- (4) 施設の出入口付近に防犯カメラを設置すること。
- (5) 施設の出口及び対岸道路側に道路反射鏡を設置すること。
- (6) カーブ付近の樹木を移動させ、施設の出入口の視線を確保すること。
- (7) 施設北側対面に住宅が開発されており、地域住民の安全対策のため道路反射鏡を設置すること（きしだ鍼灸接骨院付近三叉路交差点）。
- (8) 施設西側の道路については、急なカーブのため視線誘導標を数箇所設置すること。
- (9) 施設西側の急なカーブの路面にハンプ（段差舗装）を施行すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

平成二十八年三月四日から同年四月四日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する祝日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで